

特定（介護予防）福祉用具販売 里華バリー 運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社フロムエントが開設する里華バリー（以下「事業所」という。）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士）又は、介護員養成研修修了者、若しくは都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員講習会終了者（以下「専門相談員」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定（介護予防）指定福祉用具販売を提供することで「介護からの卒業」を共に目指すことを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練、環境整備等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減や本人の心身機能回復を図る方針。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 里華バリー
- 二 所在地 〒176-0021 東京都 練馬区 貫井 3-10-3
- 三 連絡先など 03-5933-9570 rika3103@kjb.biglobe.ne.jp
- 四 介護保険指定番号 1372010023

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員 常勤換算 2.0名以上
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う
- 三 事務職員 0名（非常勤職員）
必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び12月30日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(福祉用具販売の提供方法、内容及び販売費用の額等)

第6条 特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別紙カタログ額の1割~3割(介護保険負担割合証に記載の割合)の額とする。

2 専門相談員は特定(介護予防)福祉用具の販売にあたっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえた適正な特定福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供する。

選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員または介護支援専門員が、福祉用具貸与または特定(介護予防)福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリットおよびデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること、および医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う。

特定(介護予防)福祉用具販売について、選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認する。また、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等(メンテナンス)を行うよう努める。

3 特定(介護予防)福祉用具販売にあたっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整等を行う。

4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき280円

(2) 特別な搬入による場合 実費

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(特定福祉用具販売の取り扱い種目)

第7条 福祉用具の取り扱い種目は次のとおりとする。

- ①腰掛け便座 ②入浴補助用具 ※1 ③自動排泄処理装置の交換可能部品 ④簡易浴槽
- ⑤排泄予測支援機器 ⑥移動用リフトのつり具の部分 ⑦歩行器 ⑧歩行補助杖
- ⑨スロープ

※1 入浴補助用具は以下のものとする

- ①入浴用椅子②浴槽内手すり③浴槽内椅子④入浴台⑤浴室内すのこ⑥浴槽内すのこ
- ⑦入浴介助ベルト

また⑦歩行器は車輪・キャスターが付いている歩行車を除く。脚部全てが杖先ゴムなどの形状となる固定式又は交互式歩行器が対象。⑧歩行補助杖は松葉杖を除く、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、プラットホームクラッチ、多点杖が対象。⑨スロープは、主に敷居等の小さな段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを必要としない固定用スロープが対象となる。

(ディスクロージャーについて)

第8条 事業計画及び財務内容については、利用者のご希望に応じて閲覧する事ができる。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、東京都、埼玉県の区域とする。

(相談・苦情対応)

第10条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、販売した特定（介護予防）指定福祉用具に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(身体拘束に関する事項)

第11条 事業所は利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。やむを得ず、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ、本人・家族への説明と同意を得るものとする。

2 また身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は「利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を含め（管理者）、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）及び障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に基づく適切な対応を実施する。

(勤務態勢の確保・業務継続計画の策定等に関する事項)

第13条 ハラスメントによって職員の就業環境が害されることを防止するため「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（2019年3月 株式会社三菱総合研究所作成）」に則った必要な措置を講じる。

2 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう務める。

○業務継続に向けた計画（業務継続計画・BCP）を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じる

○業務継続計画を職員に周知すると共に、必要な研修や訓練を定期的実施する

○定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行う

3 感染症対策の強化

介護サービス事業者の感染症対策を強化する観点から、以下3点の対策を講じる

- 感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果について職員などに周知徹底をはかる（委員会はテレビ電話など情報通信機器を活用して行うことができる）
- 感染症の予防・まん延防止のための指針、マニュアルを整備する
- 職員などに対し、感染症の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的実施する

（事故処理）

- 第14条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

- 第15条 特定（介護予防）指定福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社フロムエントと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。